

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成29年9月22日	
【会社名】	株式会社ツムラ	
【英訳名】	TSUMURA & CO.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 照和	
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号	
【電話番号】	(03) 6361 - 7121	
【事務連絡者氏名】	経理部長 新宮 一郎	
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目17番11号	
【電話番号】	(03) 6361 - 7121	
【事務連絡者氏名】	経理部長 新宮 一郎	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	27,322,366,050円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,675,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 上記発行数は、平成29年9月22日(金)開催の取締役会において決議された、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数5,986,700株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数1,689,200株の合計であります。

2. 本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本第三者割当」といいます。)のうち自己株式の処分に係る募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式を処分する方法により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3. 本第三者割当に関連して、平成29年9月22日に、割当予定先である中国平安人寿保险股份有限公司(以下「平安人寿」といいます。)の親会社である中国平安保険(集団)股份有限公司(以下「中国平安保険」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携」といいます。)を締結します。

4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	5,986,700株	21,309,658,650	10,654,829,325
	自己株式の処分	1,689,200株	6,012,707,400	-
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		7,675,900株	27,322,366,050	10,654,829,325

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、10,654,829,325円であります。なお、自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期日	申込証拠金(円)	払込期日
3,559.5	1,779.75	100株	平成29年10月11日(水)	-	平成29年10月13日(金)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本自己株式処分に係る払込金額は資本組入れされません。

3. 申込みの方法は、有価証券届出書の効力発生後に当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われなことをとります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ツムラ 経理部	東京都港区赤坂二丁目17番11号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋本石町一丁目3番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行及び処分諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
27,322,366,050	116,230,000	27,206,136,050

- (注) 1. 払込金額の総額、発行及び処分諸費用の概算額並びに差引手取概算額は、本第三者割当による新株式発行及び自己株式処分によるものであり、発行及び処分諸費用の概算額とは本第三者割当による新株式発行及び自己株式処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 発行及び処分諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行及び処分諸費用の内訳は、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書等の書類作成費用及び割当予定先調査費用等の概算額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
生薬調達体制の強化に関する事業	10,300	平成30年度～平成32年度
中薬を主とした分析研究に関する事業	2,100	平成30年度～平成34年度
中薬等の製造販売に関する事業	14,806	平成30年度～平成34年度

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 合併会社の設立」に記載のとおり、中国平安保険との間で中国にて合併会社を設立し、当該合併会社を通じて、以下の事業に資金を充当する予定です。

生薬調達体制の強化に関する事業

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 生薬調達体制の強化に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、栽培用地の確保や栽培技術の開発(野生生薬の栽培化、機械化による効率化等)、生薬の加工場の建設・整備、加工技術の開発(乾燥方法の改善、機械化による効率化等)等に、10,300百万円を充当する予定です。

中薬(*)を主とした分析研究に関する事業

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 中薬を主とした分析研究に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、下記における中薬等の製造販売事業に参入するにあたり、高品質な製品の提供を図るためには、生薬栽培から最終製品までの品質管理を行い、品質標準を確立することが必要となります。そのため、中薬を主とした分析研究センターを設立し、分析研究技術の開発及び分析試験の受託等を実施いたします。かかる分析研究センターの建設及び運転資金に2,100百万円を充当する予定です。

(*) 中薬：中医学(中国の伝統医学)で用いる薬剤

中薬等の製造販売に関する事業

中国では中医学が広く浸透しており、そこで使用される中薬の需要も高まっております。そこで、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 中薬、健康食品、ヘルスケア関連日用品及びその他業務分野に関する事業」のとおり、本資本業務提携の一環として、今後も拡大していくことが見込まれる中薬産業の更なる発展及び中国国民の医療と健康に貢献するために、当社の漢方製剤の製造ノウハウを活用し、中薬等の製造販売事業を展開することを計画しております。かかる中国国内における中薬等の研究開発、製造工場の建設及びその運転資金に14,806百万円を充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	中国平安人寿保险股份有限公司	
	本店の所在地	中国広東省深セン市福田区福華三路星河發展センターオフィス 9、10、11階	
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	平安ジャパン・インベストメント株式会社 (東京都千代田区大手町一丁目1番1号大手町パークビルディング7階 代表:代表取締役社長兼Chief Investment Officer 中林毅)	
	代表者の役職及び氏名	董事長 兼CEO 丁新民	
	資本金	33,800百万円	
	事業の内容	生命保険	
	主たる出資者及びその出資比率	中国平安保険(集団)股份有限公司 99.51%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

c. 割当予定先の選定理由

当社は、平成28年5月に公表した「新中期経営計画(2016年度-2021年度)“漢方”のイノベーションによる新たな価値の創造」において、「中国における新規ビジネスへの挑戦」を戦略課題の一つとして定めております。当社は新中期経営計画の達成とともに、原料生薬の主要調達国である中国及び中国国民の健康にも貢献していくという思いから、今後も新規事業を通じて、中国との更なる良好な関係を構築・維持していきたいと考えております。

その取り組みの一環として、中国における日本の医療用漢方製剤向け原料生薬の調達・加工・保管基地である深セン津村薬業有限公司において、平成28年度より中国市場向け刻み生薬事業を開始しております。また、それと同時期に、上海市薬材有限公司との合弁会社である上海上薬津村製薬有限公司を設立し、中国市場向け中薬配合顆粒の生産に向けて、研究開発等を進めております。

一方、中国平安保険は、中国の四大保険会社の一つで、中国A株市場に上場しており、主要業務である保険・銀行・投資に加えて、インターネット金融サービスを展開している総合金融企業集団です。同社は、「国際社会をリードする個人金融・生活のサービスプロバイダー」になるという戦略目標を掲げ、金融及び医療・ヘルスケア事業を戦略的注力分野と位置づけており、中国最大の民間健康保険会社である平安健康保険、中国最大のインターネット医療健康管理プラットフォームである平安Good Doctor、中国最大の診療所標準化管理サービスプラットフォームである平安万家医療等を傘下に持ち、医療健康科学分野での優位性を確立しつつあります。同社は、医療・ヘルスケア分野を更に発展させ、お客様への医療・ヘルスケアサービスをより一層向上させるため、中薬企業

との協業機会を模索するとともに、ひいては中薬産業全体の発展への貢献を企図する中で、中国平安保険グループにおいて、海外投資を担当する中国平安保険海外(控股)有限公司(所在地:香港)及び平安ジャパン・インベストメント株式会社(所在地:東京)を中心に、日本企業との協業を検討した結果、高品質な漢方製剤を日本市場に供給している当社に対し協業の提案をするに至りました。

当社と中国平安保険が取り組もうとしている案件において、当社が有する生薬・漢方事業におけるノウハウと中国平安保険の有する経営資産や顧客基盤、医療・ヘルスケア事業の特徴及び強みを組み合わせることで、シナジー効果が発揮され、両社の企業価値の更なる向上を実現できると考えられます。当社及び中国平安保険は、中国における中薬産業の更なる発展を推進して中国国民の医療と健康に貢献するとともに、中薬の品質標準及び生薬栽培から最終製品までを網羅するビジネスモデルを構築することができ、また、それと同時に、中国国内の生薬の品質向上や生薬資源保護に寄与しながら、当社の生薬原料の安定確保にもつながると考え、業務提携を行うことといたしました。当社と中国平安保険との間で現時点において合意している業務提携の概要は、以下のとおりです。

合併会社の設立

中国平安保険との間で中国にて合併会社を設立し、当該合併会社が主として下記 ~ の事業を展開する予定です。

なお、当該合併会社の設立につきましては、平成29年10月31日を目途に、当社と中国平安保険との間で合意することを予定しております。

生薬調達体制の強化に関する事業

現在、日本国内の漢方製剤及び中国国内における中薬等の市場が拡大していることから、原料生薬の需要が高まり、一部の原料生薬の価格に著しい変動が生じております。安定した価格で、かつ、ツムラの品質要求を満たす原料生薬を安定確保するためには、原料生薬を栽培・加工調製する産地会社の供給能力を高める必要があると考えております。その施策として、栽培用地の確保や栽培技術の開発(野生生薬の栽培化、機械化による効率化等)、生薬の加工場の建設・整備、加工技術の開発(乾燥方法の改善、機械化による効率化等)等を行います。

中薬を主とした分析研究に関する事業

下記における中薬等の製造販売事業に参入するにあたり、高品質な製品の提供を図るためには、生薬栽培から最終製品までの品質管理を行い、品質標準を確立することが必要となります。その実現のために、中薬を主とした分析研究センターを設立し、分析研究技術の開発及び分析試験の受託等を実施いたします。

中薬、健康食品、ヘルスケア関連日用品及びその他業務分野に関する事業

中国では中医学が広く浸透しており、そこで使用される中薬の需要も高まっております。今後も拡大していくことが見込まれる中薬産業の更なる発展及び中国国民の医療と健康に貢献するために、当社の漢方製剤の製造ノウハウを活用し、中薬等の製造販売事業を展開することを計画しております。

さらに、当社及び中国平安保険は、業務提携に関わる協議の過程で、長期的かつ強固な戦略的パートナーシップを構築するためには、中国平安保険グループが当社の一定数の株式を保有することが重要であると判断し、業務提携と合わせて、第三者割当による資本提携を行うことといたしました。なお、本資本業務提携先である中国平安保険は金融持株会社であり、金融以外の事業を行う一般事業会社への直接の出資は実施していないため、本資本業務提携の趣旨や内容、出資規模等を勘案し協議した結果、出資機能を有する中国平安保険の主要子会社の一つである平安人壽を本第三者割当の割当予定先といたしました。

そのため、本第三者割当により既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、中国平安保険との本資本業務提携は、当社の中国国内における事業拡大による新たな収益機会獲得が期待できることから当社の企業価値向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考えております。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 7,675,900株

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、本第三者割当により取得する株式について、中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

割当予定先は、当社との間で、本第三者割当完了後1年間は、当社の事前の書面による同意なくして、本第三者割当により割当予定先に発行及び処分される株式の一部又は全部をいかなる第三者に対しても売却又は譲渡してはならないこと、中国平安保険並びに中国平安保険が現在及び将来において実質的に支配する会社(割当予定先も含まれます。)は、本資本業務提携契約の有効期間中、当社の事前の書面による同意なくして、当社の株式の追加取得又はその他取引を行ってはならないことを合意しております。

なお、当社は、割当予定先から、払込期日から2年間に於いて、割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けたものの氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、割当予定先から払込期日までに確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先から、本第三者割当の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、また、割当予定先により開示された平成28年12月末時点のPwC Zhong Tian LLPによる監査を受けた財務諸表等を確認する方法によって、割当予定先が十分な現預金残高を有することを確認しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先、本第三者割当の払込期日時点で予定されている当該割当予定先の役員、親会社もしくは主要な子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等でないか、及び反社会的勢力等と何らかの関係性を有していないかにつき、第三者調査機関である株式会社JPRサーチ&コンサルティング(住所:東京都港区虎ノ門三丁目7番12号、代表取締役:古野啓介)に調査を依頼した結果、かかる関係性を確定できる事実は確認されなかった旨の調査結果を受領いたしました。これにより、割当予定先、割当予定先の役員、親会社もしくは子会社又は割当予定先の主要株主が反社会的勢力等と一切関係ないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその合理性に関する考え方

本第三者割当の発行価格は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年9月21日)の東京証券取引所における当社株式の終値である3,955円を基準に、中国平安保険と協議した結果、当該終値から10.00%ディスカウントである3,559.5円といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を基準としたのは、当社の企業価値を最も適切に表すものと判断したためであり、中国平安保険との協議を経て決定しました。ディスカウント率については、本第三者割当においては、本資本業務提携に伴い平安人寿が中長期的に当社株式を保有することが前提とされていること、払込期日に約2週間先立つ発行決議日にその直前営業日の株価を基準に払込金額が決定されるため、割当先は受渡しまでの株価下落リスクを甘受せざるを得ない立場にあること、近時の当社の株価の変動状況等に鑑み、中国平安保険から10.00%のディスカウントの要請を受けました。上記「1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社としても、中国平安保険との本資本業務提携により、当社が有する生薬・漢方事業におけるノウハウと、中国平安保険の有する経営資産や顧客基盤、医療・ヘルスケア事業の特徴及び強みを組み合わせることで、シナジー効果が発揮され、両社の企業価値の更なる向上を実現できると考えられること、本第三者割当の割当予定先である平安人寿は当社株式を中長期的に保有する意向であることから、これらの要素を踏まえた合理的な範囲内でのディスカウントの検討が必要であると判断し、会社法上の有利発行規制に係る日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方も踏まえ、中国平安保険との間で慎重に交渉・協議を重ねました。そして、当社取締役会において、割当予定先における株価変動リスク、本第三者割当により生じる希薄化の影響に加え、当社の事業環境や競争環境を踏まえた中長期的な事業戦略上の重要性、本資本業務提携の効果の最大化による中長期的な株主価値の向上等を総合的に勘案して、当該払込金額による本第三者割当の実施について審議を行った結果、ディスカウント率を10.00%とすることが妥当であると判断いたしました。

当該発行価格は、取締役会決議日の直前営業日の当社普通株式の終値3,955円に対しては10.00%のディスカウント、取締役会決議日の直前1ヶ月間(平成29年8月22日から平成29年9月21日まで)の終値の単純平均値である4,052円(円未満四捨五入)に対しては12.15%のディスカウント、同直前3ヶ月間(平成29年6月22日から平成29年9月21日まで)の終値の単純平均値である4,243円(円未満四捨五入)に対しては16.11%のディスカウント、同

直前6ヶ月間(平成29年3月22日から平成29年9月21日まで)の終値の単純平均値である4,041円(円未満四捨五入)に対しては11.92%のディスカウントとなっており、当該発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し有利発行には該当しないものと判断いたしました。

なお、本第三者割当に係る取締役会には当社監査等委員3名(うち社外監査等委員2名)が出席しており、監査等委員会の意見として、株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にして決定されており、日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見が表明されております。

(2) 発行数量及び処分数量並びに株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当は、平成29年9月22日現在の当社普通株式の発行済株式総数70,771,662株に対する割合は10.85%、割当予定先へ新たに付与する議決権76,759個の総議決権数687,450個に対する割合は11.17%となり、既存株主に対して希薄化が生じます。

しかしながら本第三者割当は、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考え、本第三者割当による発行数量及び処分数量並びに希薄化の規模については合理的な規模であると平成29年9月22日に開催された取締役会で判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)(注1)	1 GARDEN ROAD, CENTRAL HONGKONG (東京都千代田区大手町1-1 -1 大手町パークビルディン グ)			7,675	10.04%
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)信託口	東京都中央区晴海1-8-11	4,583	6.67%	4,583	6.00%
日本マスタートラスト信託銀行 (株)信託口	東京都港区浜松町2-11-3	4,064	5.91%	4,064	5.32%
日本トラスティ・サービス信託 銀行(株)信託口9	東京都中央区晴海1-8-11	3,198	4.65%	3,198	4.18%
(株)三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7- 1	2,197	3.20%	2,197	2.88%
ツムラグループ従業員持株会	東京都港区赤坂2-17-11	1,906	2.77%	1,906	2.49%
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 (株)みずほ銀 行決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L - 2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,822	2.65%	1,822	2.38%
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 (株)みずほ銀 行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,591	2.32%	1,591	2.08%
第一三共(株)	東京都中央区日本橋本町3-5 -1	1,525	2.22%	1,525	2.00%
THE BANK OF NEW YORK 133524 (常任代理人 (株)みずほ銀 行決済営業部)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	1,325	1.93%	1,325	1.73%
計		22,213	32.31%	29,889	39.11%

(注)1. 本資本業務提携先である中国平安保険より、本第三者割当により平安人寿が所有する予定の株式7,675,900株について、BANK OF CHINA (HK) LIMITED - CUSTODY ACCOUNTに管理委託する予定である旨及びその議決権行使の指図権は平安人寿が留保する予定である旨の報告を受けております。

2. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日現在の株主名簿を基に記載しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日時点の総議決権数687,450個に本第三者割当により増加する議決権76,759個を加算した総議決権数764,209個に対する割合です(当該時点の自己株式数は、下記(注)5のとおり、300,082株の見込みです)。なお、株主名簿上は当社名義となっているものの実質的に所有していない株式2,000株(議決権の数20個)については、上記の総議決権数に含めております。

5. 当社所有の自己株式1,989,282株(平成29年3月31日現在。なお、株主名簿上は当社名義となっているものの実質的に所有していない株式2,000株を除きます。)は、本第三者割当による1,689,200株の自己株式の処分後、300,082株となります。但し、平成29年4月1日以降の単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第81期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第82期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月4日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年9月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月30日に関東財務局長に提出

4【訂正報告書】

該当事項はありません

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年9月22日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(平成29年9月22日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ツムラ

(東京都港区赤坂二丁目17番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。